

随意契約（相手方指定）調書

件名	アクト21情報誌制作委託	No. 5200312
工（納）期	契約締結日の翌日から平成25年3月31日	
契約締結日	平成24年4月18日	
契約金額	2,254,350円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社 ドゥ・アーバン
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 4. 12

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>アクト21情報誌制作委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 株式会社 ドゥ・アーバン 所在地 東京都目黒区青葉台2丁目21番6号 代表者 代表取締役 西田 実</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、アクト21のPR及び男女共同参画の推進のための情報誌の企画立案・取材・印刷業務等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、プロポーザル方式により委託候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件業務は、デザイン・レイアウトなどのほか、取材等の業務も含んでおり、事業者の有するノウハウを活かして行う業務であるため、価格競争には馴染まないことから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行ったものである。</p> <p>② 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、評価委員により審査基準を定め、応募のあった3社の中で、業務に関する企画・構成、デザイン等を評価している。上記業者は企画内容・読みやすさ・デザイン等の評価項目において1位を獲得するなど、配点の高い重要検討項目において高い評価を得ており、また十分な実施体制を有していることから、区の狙いに沿った情報誌の作成が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>